

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の理念

名古屋市では、高齢化率が25%を超える状況であり、超高齢社会を迎えています。団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）には、65歳以上の高齢者数が約60万人、高齢化率は25.7%に達すると推計され、また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、総人口・現役世代人口が減少する中で高齢化率は30.7%に達し、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者数も急速に増加することが見込まれています。

そうした状況の中、これまでの介護保険制度においては、2025年を見据え制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けて、その深化・推進の取組みを進めてきたところです。

今後は高齢化が一層進む2040年を見据えながら、地域共生社会（制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会）の実現を目指すことが必要とされており、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものとされています。

また、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中、地域で生活する高齢者等の意思決定支援を含む権利擁護の重要性の高まりに対応するとともに、引き続き安定して介護サービスを提供することができるよう、現役世代人口の減少を見据え、介護人材の確保や働きやすい介護現場の実現に向けて取り組むこと等が必要です。

「介護保険事業計画」は、こうした状況を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域づくりに取り組みながら、介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を目的に定めるものです。

一方、高齢者のうち約8割の方は、要支援・要介護認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいます。活力のある高齢社会を実現していくためには、高齢者がその意欲や能力に応じて、豊富な知識や経験を活かし、就業や地域活動をはじめとしたさまざまな社会活動に参加し、社会の担い手として活躍できる環境づくりをさらに進めていくことが重要となります。

また、ひとり暮らしやフレイル、障害等で、自立した生活には不安のある状態になった場合でも、地域における支え合いの中で、安らぎのある生活を営むことができるよう、ともに生きるまちづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

「高齢者保健福祉計画」は、こうした元気な高齢者や自立して生活するには不安のある高齢者への支援計画であると同時に、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の総合的計画として策定するものです。

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「両計画」という。）を推進することにより、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図り、地域共生社会の実現に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自分らしく暮らし活躍できる『互いに長寿を歓び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』を目指します。

2 計画の視点

本市では、以下の 7 つの視点に基づいて高齢者施策を推進していくこととしています。

この視点は、本市の高齢者施策の基本方針として、第 1 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 12～14 年度）から引き継ぐとともに、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて見直したものであり、第 9 期計画においては「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るため、さらに高い次元での取り組みを目指していくものです。

（１）人間性の尊重

人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで安らぎのある人生を送ることができることは、すべての人の願いです。とりわけ高齢者は多年にわたって社会の進展に寄与してきた人々であり、その願いは尊重されなければなりません。

このため、高齢者の主体的な生き方を尊重するとともに、生活の安定と向上に必要な諸条件の整備に努めます。

（２）活力ある高齢期の実現

高齢者が地域社会の中で自らの知識と経験を活かして積極的な役割を果たしていくことが、明るく活力に満ちた高齢社会の形成につながります。

このため、フレイル予防・改善施策など高齢者の健康の保持・増進の充実に努め、健康でいきいきとした生活を送ることができるようにするとともに、社会の一員として地域社会に貢献するなどさまざまな形で社会的に活躍できるよう、社会参加の促進や就業・学習機会等の充実に努めます。

（３）在宅生活の総合的支援

高齢者の多くは、住み慣れた地域社会とのつながりの中で、安心して在宅で生活が続けることを望んでいます。

このため、要介護状態の重度化防止や、疾病や加齢による機能低下・障害の進行防止を図るとともに、高齢者に対する意思決定支援の充実に努めます。あわせて、自主的な選択を基本とする介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な利用を推進することにより、高齢者の生活の自立や質的向上を図り、市民の老後の生活への不安の解消に努めます。

また、認知症の人と家族に対する支援の充実に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) とともに生きるまちづくり

地域共生社会の実現に向け、すべての市民が世代や性別、国籍、障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域社会の中で役割を持って活躍することができ、多様性を尊重するまちづくりが必要です。

このため、高齢者を始めとするすべての市民がそれぞれの生き方を尊重し、かつ理解し合えるよう適切な方法による情報提供や、市民相互の交流、地域連帯の意識の醸成に努め、「支え手」「受け手」の関係で分け隔たれることなく助け合う、ぬくもりのあるまちづくりを進めます。

また、誰もが暮らしやすく活動しやすい都市基盤の整備に努め、高齢者を始めとするすべての市民が安全で快適な生活を送ることができるようにします。

(5) 市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築

高齢者が地域で安心して生活をするためには、市民の幅広い参加と民間の活力を活かした支援の輪を広げていく必要があります。

このため、地域住民やボランティア、また、民間事業者や NPO 法人等の幅広い参加により、人間的なふれあいを大切にしながら、地域において高齢者の自立や高齢者の介護を支える仕組みの充実に努めます。

(6) 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響からの回復を目指し、必要に応じて適切な感染対策を実施しながら、より一層高齢者施策を推進する必要があります。

また、高齢者は、一般的に他の世代に比べ、感染症による重症化のリスクが高いことを踏まえ、高齢者の安全を十分に考慮した施設や介護サービスの運営等、適切な施策推進に努めます。

(7) 大規模災害に対する備え

近年、災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震発生の切迫度の高まりが懸念されており、本市においても人的な被害や建物の被害など大きな被害が想定されています。

このため、災害による死者が発生しない、迅速な災害対応により被害が拡大しない、助かった命が守られ、社会経済活動が早期に再開されるという姿を目指し、安否確認や避難支援など特に対応や配慮が必要となる高齢者に対する施策の推進に努めます。

3 計画の性格

(1) 高齢者保健福祉計画の性格

高齢者福祉計画は、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する福祉の目標等を老人福祉法に基づき定めるものです。

平成 20 年 4 月から老人保健法における老人保健計画は廃止となりましたが、各種保健事業は健康増進法に引き継がれたため、本市では、同法に基づく健康増進計画「健康なごやプラン 21」との整合性を図り、従前どおり高齢者の保健と福祉について、高齢者保健福祉計画として総合的に定めます。

(2) 介護保険事業計画の性格

介護保険事業計画は、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画として、介護保険法に基づき定めるものです。

この計画は、計画期間の各年度のサービスごとの利用量の見込みや、介護保険サービスの円滑な提供を図るための事業等について定めるとともに、保険料を算定するための基礎にもなるものです。また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により作成する「市町村計画」の基礎となる計画として位置付けます。

なお、介護保険事業については安定した制度運営を行う必要から、3 年を 1 期として財政的均衡を図ることとされるため、第 1 号被保険者の保険料基準額は 3 年間一定とし、両計画を合わせて 3 年ごとに見直しを行います。

(3) 両計画共通の性格

両計画は、調和が保たれたものとする必要があることから、一体的に策定します。

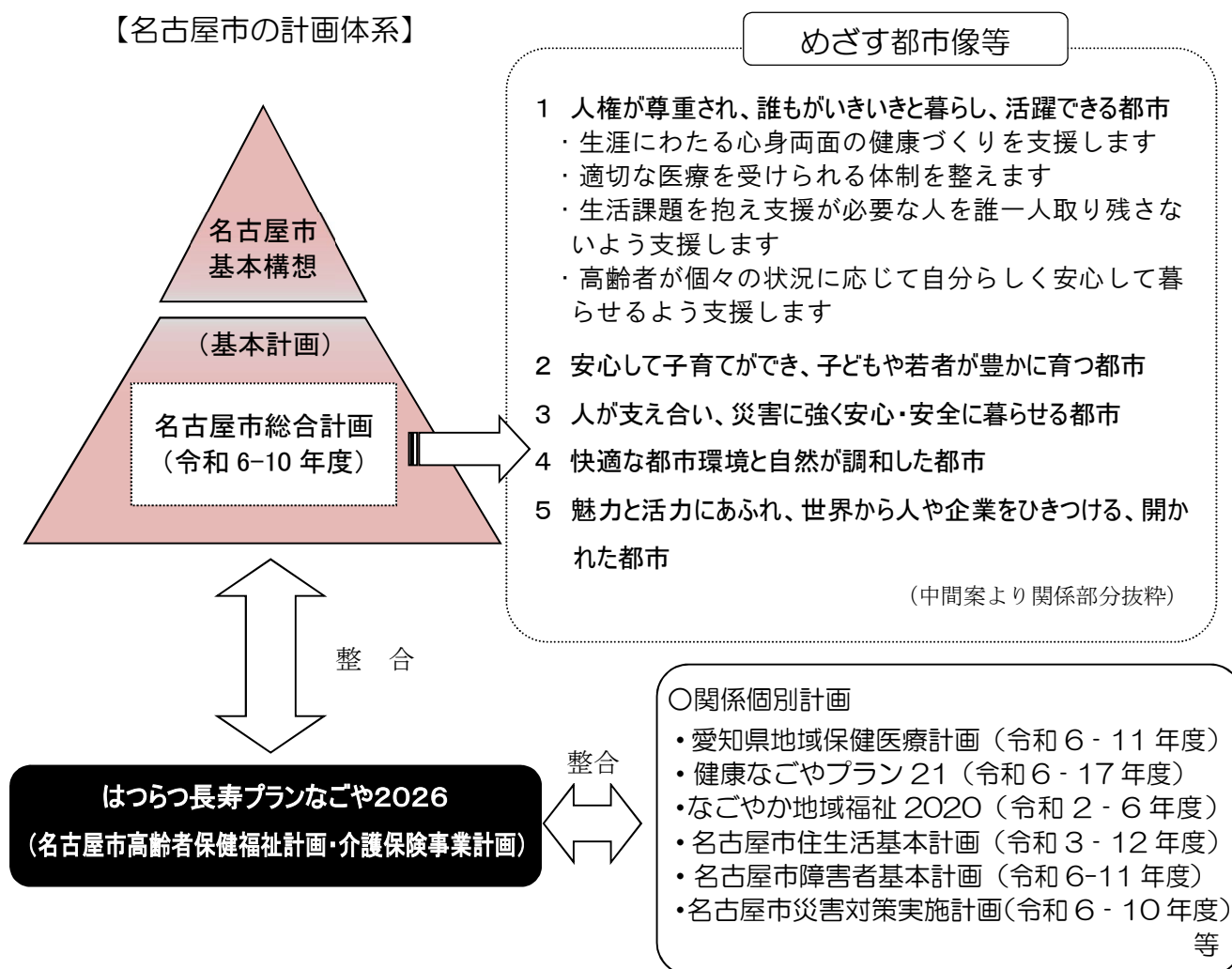
また、両計画は、保健福祉の目指すべき方向やサービス利用量の見込み、並びに整備目標量等をまとめたものであり、市民とサービス事業者の協力の下に計画の達成を図ることにより、望ましい高齢者の保健福祉の実現を目指すものです。

(4) 他計画との関係

両計画は、「名古屋市基本構想」を受けた総合計画としての「名古屋市総合計画」と整合性を保ちながら策定し、将来の高齢化の進行を踏まえた市政運営の基本理念と施策の方向性を示す「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ 80～」を踏まえ、高齢者保健福祉施策を具体化していくものです。

また、両計画を推進していくためには、要介護高齢者等の保健、医療、福祉、居住又は災害対策に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとする必要があることから、医療分野に関する計画である「愛知県地域保健医療計画」、健康増進に関する計画である「健康なごやプラン 21（第 3 次）」、地域福祉に関する計画である「なごやか地域福祉 2020」、住まいの基本計画である「名古屋市住生活基本計画」、本市の災害対策を総合的かつ計画的に推進する計画である「名古屋市災害対策実施計画」等、各関係個別計画と整合の取れた計画とします。

【名古屋市の計画体系】



(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた計画の推進

本計画では、名古屋市総合計画と同様に、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）の理念を踏まえ、誰ひとり取り残さない持続可能なまちづくりの視点をもって、SDGs を重要な目標として計画の推進に取り組みます。

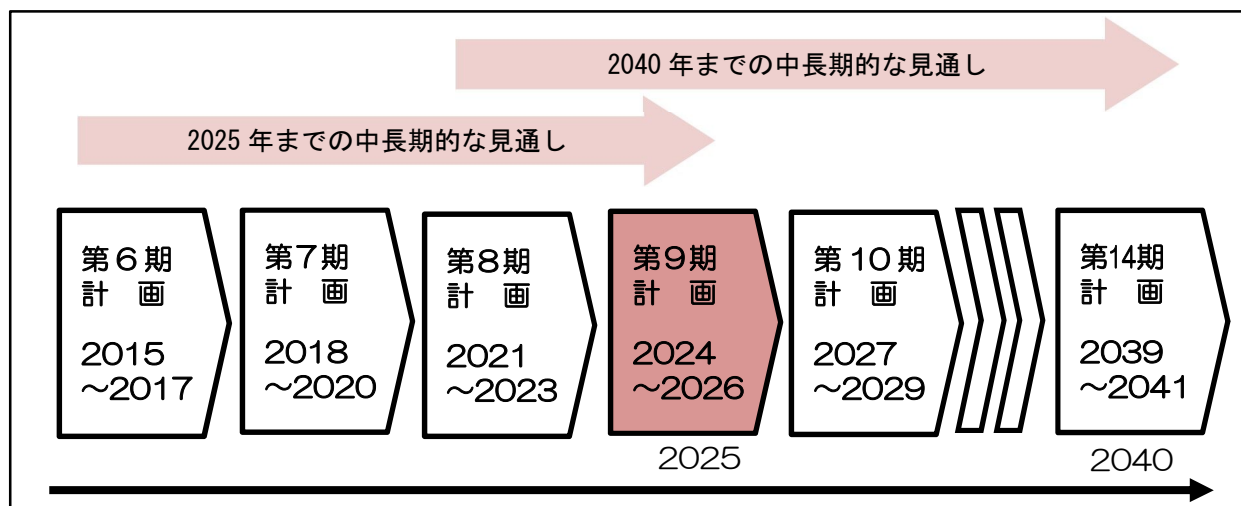
※SDGs：世界共通の目標として、健康や教育、経済成長、気候変動に関するものなど、多岐にわたる 17 の持続可能な開発目標と 169 のターゲットが設定されており、いずれも令和 12（2030）年までの達成をめざすもの

4 計画の期間

第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

第9期計画は、「地域包括ケア計画」として位置付けた第6期計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となり介護を必要とする高齢者が急激に増加する2025年（令和7年）を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化が一層進む2040年（令和22年）を見据え、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを施策推進の目標とします。

【第9期計画の位置づけ】



5 計画の策定体制等

（１）策定体制

介護保険制度は、被保険者全員が保険料を負担し、介護が必要となった場合に保険から給付を受けるものであるため、計画の策定に当たっては、被保険者の意見を十分に反映していく必要があります。また、高齢者保健福祉計画においても、高齢者の保健福祉は市民生活に密着した課題であることから、市民の意見を踏まえて策定することが必要です。

また、第9期計画の策定及び地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、本市の実情に応じたものとする必要があります。そのため、本市においては、高齢者施策の総合的推進を目的に、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、公募による市民等の参画により、「名古屋市高齢者施策推進協議会」と、その部会である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会」において計画策定に向けた協議を重ね、そこでの意見を踏まえて両計画を策定しました。

(2) 市民意見の反映

ア 実態調査の実施

両計画の策定に当たっては、高齢者のニーズ等を把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があります。そのため、本市においては、以下の実態調査を令和４年度に実施しました。

- 高齢者一般調査（65 歳以上の方を対象）
- 若年者一般調査（40～64 歳の方を対象）
- 介護保険在宅サービス利用者調査
- 介護保険サービス未利用者調査
- 特別養護老人ホーム入所申込者調査
- 配食サービス利用者調査

イ パブリックコメントの実施

幅広い市民の意見を計画に反映させるため、計画案の段階においてパブリックコメントを実施しました。

- 意見募集期間 令和５年１２月１１日から令和６年１月１９日まで
- 意見提出者 52 人
- 意見総数 179 件

6 計画の推進

(1) 市民の参画による計画の推進

計画を実現していくためには、計画の達成状況や介護保険制度の施行状況等について継続的な進行管理を行っていくことが重要です。

保健・医療・福祉関係者や公募の市民の参画による「名古屋市高齢者施策推進協議会」において、計画の各年度における進捗管理として達成状況の点検・分析・評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

(2) 国・県及び近隣市町村等との連携

本市高齢者施策の推進を図るため、国、県及び近隣市町村等との連携や協力に努めます。特に、他の政令指定都市とは、情報交換・合同会議の開催等を通じて積極的に連携を図ります。

また、介護保険制度においては、利用者は居住している市町村に関わらず、他市町村に所在する事業者のサービスの利用が可能である（原則として地域密着型サービスは除く。）ことから、関係市町村等との情報連絡を密にし、必要な調整を図ります。

(3) 次期計画の策定

計画は、経済社会の変化、市民ニーズの動向、高齢者等の状況等を的確に把握し、3年ごとに必要な見直しを行うこととなっています。

次期（第10期）の計画は、本計画についての点検・分析・評価を踏まえ、社会情勢等の変化に対応するための必要な見直しを行った上で、令和9年度から令和11年度までを計画期間として策定する予定です。